

平成二十二年八月二十日受領  
答 弁 第 四 〇 号

内閣衆質一七五第四〇号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出りんご農家への戸別所得補償制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出りんご農家への戸別所得補償制度に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

戸別所得補償制度については、米、麦、大豆等恒常的に販売価格が生産費を下回っている状況にある品目を対象とすることを基本として、現在検討しているところである。果樹については、現時点でそのような状況にないため、現在検討中の戸別所得補償制度の仕組みがそのまま適用されることにはならないと考えているが、今後、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給、生産者の経営安定の確保等を図る観点から、支援策の在り方を検討することとしており、政府としての方針は、一貫していると考えている。